堺市会計年度任用職員採用選考 受験案内
（障害者就労支援員）

【試験日程】

面接試験：令和８年 11 月下旬から 12 月中旬のうち、
応募者と調整のうえ随時実施

【受付期間】

令和８年 11 月 26 日（木）から令和８年 12 月 18 日（金）まで

【採用予定日】

令和９年１月 18 日（月）

堺市総務局人事部人事課

障害者就労支援員とは・・・

障害者支援に関する経験と知識を有する方に、堺市役所で即戦力として活躍していただく『障害者就労支援員』の募集を行います。

障害のある職員や、配属先の職場に対して、職場適応のための支援、障害特性に配慮した業務の提案、コミュニケーション手法の指導を行うなど、障害のある職員の能力開発・職場定着・一般就労に向けた支援を行っていただきます。

1　募集内容

(1) 募集職種、業務内容、採用予定数

募集職種	業務内容	採用予定数
障害者就労支援員	障害のある職員の就労を支援するため、以下の主な業務を行う。 （１）障害のある職員に対する業務指導、能力開発支援 （２）障害特性に応じた業務の提案、調整、実施 （３）障害のある職員の職場適応のための支援 （４）障害のある職員の将来の一般就労に向けた助言、育成指導 （５）障害のある職員が配属されている各職場の状況把握、相談対応 （６）チャレンジオフィスの運営 ※チャレンジオフィス… 人事課内にある障害者の就労・能力開発の場	１名

(2) 応募資格

次の①及び②に該当する人

①障害福祉サービス事業所等、障害者と直接関わる職場での勤務経験があり、障害のある職員やその職場に対して、障害特性に配慮した適切な支援や指導ができる人（保健師、精神保健福祉士又は社会福祉士のいずれかの資格を有していれば好ましい）

②パソコンの基本操作（文書作成や表計算処理等）ができる人

※国籍・性別・年齢は問いません。

※地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する人は応募できません。

地方公務員法第 16 条（抜粋）

1 拘禁系以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2　試験日程等

(1) 試験日時

令和８年 11 月下旬から 12 月中旬のうち、応募者と調整のうえ随時実施

※日時調整のため、選考書類受領後、申込書記載の電話番号にご連絡します。

(2) 集合場所

集合場所等の詳細については、日時調整の連絡にあわせて案内します。

(3) 試験内容

これまでの障害福祉サービス事業所等での勤務経験や培われた専門性について、30 分程度面接を行います。面接試験の点数により合否を決定します。

(4) 合格発表

合格発表は令和８年 12 月下旬を予定しています。結果の合否に関わらず、応募者本人に結果通知書を郵送します。

※ 電話等による合否の問合せにはお答えできません。

3　申込方法（郵送受付のみ）

(1) 申込受付期間

令和８年 11 月 26 日（木）から令和８年 12 月 18 日（金）まで

（令和８年 12 月 18 日（金）当日消印分まで有効）

(2) 申込方法

所定の『堺市会計年度任用職員（障害者就労支援員）採用選考申込書』に必要事項を記入し、『（該当者のみ）資格の取得証明書の写し』と併せて以下に記載している郵送先（人事課）まで**特定記録**にて郵送してください。

※ **申込は郵送のみですのでご注意ください。**

※ 『堺市会計年度任用職員（障害者就労支援員）採用選考申込書』の記入にあたっては、**所定の用紙**（この募集案内に添付されているもの又は堺市ホームページ（アドレスは後掲「５　問い合わせ先」参照）からダウンロードしたもの）**に自筆またはパソコンで作成してください。**

※ 提出書類に不備がある場合は連絡します。なお、連絡がつかない場合や修正が必要な場合は返送する場合があります。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので注意してください。

提出書類	○**堺市会計年度任用職員（障害者就労支援員）採用選考申込書** 半年以内に撮影した鮮明な写真１枚を貼り付けてください。 （写真はタテ 4cm×ヨコ 3cm、上半身、正面向き、脱帽、裏面に応募職種と氏名を記入して選考申込書にのりで貼り付けること） ○**（該当者のみ）資格の取得証明書の写し** （前掲「1　募集内容中、（2）　応募資格」に記載の保健師、精神保健福祉士又は社会福祉士のいずれかの資格を有する場合）
郵送先 郵送方法	○郵送先　〒590-0078 堺市堺区南瓦町３－１ 堺市総務局人事部人事課 ○郵送方法 封筒の表に「堺市会計年度任用職員（障害者就労支援員）採用選考申込書類在中」と明記し、上記の提出書類（折り曲げ厳禁）を同封し、特定記録にて郵送してください。

(3) その他

・提出書類は一切お返ししません。

・受験に際して取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に管理し、採用選考及び採用に関する事務以外の目的の利用は行いません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

4　報酬・勤務条件等

（令和８年 11 月１日現在。今後の人事給与制度等の改正により変わることがあります。）

◆任用根拠：地方公務員法第 22 条の２第１項第１号に規定する地方公務員

◆勤務時間：週 30 時間勤務

（原則、週４日、午前９時 00 分～午後５時 15 分（休憩 45 分））

◆任　　期：令和９年１月 18 日から令和９年３月 31 日まで。

（勤務成績等に応じて、再度任用することがあります。）

◆報　　酬：時間額 1,659 円（月額 199,080 円程度　年収約 60 万円）

※再度任用後の年収見込額　２年目　3,240,352 円

※本市の同業務の会計年度任用職員としての経験年数に応じて加算あり

◆期末･勤勉手当：任用初年度は支給なし

※勤務成績等に応じて、再度任用となった場合は６月、12 月に支給（割落とし有）

◆諸 手 当：通勤手当、時間外勤務手当に相当する額を本市の規定に基づき費用弁償等として支給

◆休 日 等：週休３日、祝日、年末年始

◆休　　暇：年次有給休暇（任用初年度は付与なし。週４日、週 30 時間勤務で４月１日採用の場合 20 日間。）、特別休暇（夏季休暇、介護休暇等）等

◆勤 務 地：市役所本庁（人事課内チャレンジオフィス）

◆福利厚生：厚生年金、健康保険、雇用保険、公務災害補償制度等

※　採用後、1 月間は、地方公務員法第 22 条の２の規定に基づき条件付採用とします。その間職務を良好な成績で遂行した場合に正式採用となります。

5　問合せ先

堺市総務局人事部人事課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町３番１号

TEL 072-228-7907（直通）　　FAX 072-228-8823

（参考）堺市ホームページアドレス http://www.city.sakai.lg.jp/